

「令和6年度さんりく結婚応援支援事業業務」

企画提案審査要領

令和6年4月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度さんりく結婚応援支援事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 委員会の開催期日及び場所

委員会を開催する期日及び場所については、下記の予定であるが、参加者が確定した後、速やかにプレゼンテーションの順番と併せて最終通知を行うものとする。

(1) 開催期日（予定）

令和6年5月9日（木）～15日（水）のいずれか1日

※ 確定後、参加者へ別途通知する。

※ プレゼンテーションの開始時間等については、別途通知する。

※ プレゼンテーションの時間は、一者あたり30分（事前準備5分、説明15分、質疑応答10分）とする。

(2) 開催場所（予定）

釜石地区合同庁舎4階第2会議室

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が3者を超える場合には、委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された3者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。なお、参加者が3者以下であった場合には、一次審査は行わないこととする。
- (3) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとする。
なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が60点以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かの評価を行う。

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は、次のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
業務目的	・業務目的を理解し、的確な提案であること。	5
業務推進体制	・業務遂行能力を有し、提案内容を確実に履行できる業務実施体制が構築されているか。	10
	・計画的な全体スケジュールが妥当であること。	5
	・本業務に類する業務の実績が良好であること。	5
企画	・参加者を集めやすい時期、時間及び料金設定であること。	10
	・天候等の変化などへの対応を考慮したイベント内容であること。	10
	・参加者同士が交流しやすく、カップル成立率を高める独自の提案や工夫がなれていること。	20
	・沿岸地域の特色を踏まえ、魅力を発信かつ体験できる工夫やアイデアがあり、オリジナリティーがあること。	20
広報	・広報活動は的確かつ効果的であること。	10
積算内訳等	・事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合性があること。	5
合 計		100

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。